

公益財団法人大阪府スポーツ協会 加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第10条第6項の規定により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第10条第1項の規定による加盟団体は、定款に定める本会の目的に賛同し、本会と連携及び協働する団体であり、当該団体の種別に応じて、次の各号に分類する。

- (1) 定款第10条第1項第1号の規定による団体（以下「加盟競技団体」という。） 別記1に掲げる団体
- (2) 定款同条同項第2号から第4号までの規定による団体（以下「加盟組織団体」という。） 別記2に掲げる団体

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、社会的存在としての責任を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の各号に掲げる取組を自主的、自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及、推進及び競技力の向上に努めること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及、発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化、充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (4) 府民の体力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、スポーツの振興に寄与すること。

第2章 組織

(加盟競技団体の組織)

第4条 加盟競技団体は、府内において特定のスポーツを統轄する団体として第15条第1項第1号から第7号までに掲げる項目及び基準を満たした組織を有しなければならない。

(加盟組織団体の組織)

第5条 加盟組織団体は、府内においてスポーツに関する特定の分野を統轄する団体として第15条第1項第1号から第7号までに掲げる項目及び基準を満たした組織を有しなければならない。

第3章 権利

(加盟団体の権利)

第6条 加盟団体は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 評議員改選時における、各団体1名の評議員候補者の推挙
- (2) 理事改選時における、理事候補者の推挙
- (3) 本会が加盟団体と連携して行う事業への参画又は応募
- (4) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集への応募
- (5) 本会の加盟団体であることの呼称
- (6) 本会が提供した情報の取得

第4章 義務

(遵守すべき事項)

第7条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ庁が令和元年8月27日付けで策定したスポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の適合状況について、年1回自己説明及び公表に努めなければならない。

2 加盟団体は、前項に加えて次の各号に掲げる事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ、必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング規程の遵守その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役職員等の関係者に本会の役・職員倫理規程第3条及び第4条に規定する事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(加盟団体への助言)

第8条 加盟団体は、前条及びその組織運営に関して本会に助言を求めることができる。

(届出義務)

第9条 加盟団体は、毎事業年度開始1か月前から開始1か月後までの間に、次の各号に掲げる書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他本会が必要と認める資料

第10条 加盟団体は、毎事業年度終了後4か月以内に、次の各号に掲げる書類を本会に届

け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 役員名簿
- (4) その他本会が必要と認める資料

第 11 条 前 2 条の規定は、当該書類がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しないことができる。

- 2 前項の場合において、当該加盟団体は当該状態にあることを事前に本会に通知するとともに、最新年度のものから過去 5 年分を常に公開するように努めなければならない。

第 12 条 加盟団体は、規約又は会則等、登記事項その他既に本会に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに書面をもって本会に届け出なければならない。

- 2 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(負担金及び賛助会費)

第 13 条 加盟団体は、定款第 10 条第 3 項の規定により負担金を毎年 5 月末までに納入しなければならない。

- 2 加盟競技団体は、定款第 10 条第 3 項の規定により賛助会費を毎年 5 月末までに納入しなければならない。

第 5 章 加盟及び脱退

(加盟)

第 14 条 定款第 10 条第 1 項の規定により新たに本会に加盟しようとする団体は、その代表者から次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 加盟希望理由書
- (3) 誓約書
- (4) 規約又は会則等及び組織運営等に関する諸規程
- (5) 所属する団体及び関連する市町村組織等一覧表
- (6) 役員名簿、評議員（社員等）名簿
- (7) 前年度事業報告書及び収支決算書又は財務諸表
- (8) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (9) 登記事項証明書（登記している団体のみ）
- (10) その他本会が必要と認める書類

(新規加盟の審査項目及び基準等)

第 15 条 会長は、前条の規定により加盟申請があったときは、次の各号に掲げる審査項目

及び基準に基づき、常務理事会の審査を受け、理事会及び評議員会に諮らなければならない。

(1) スポーツ団体としての資格を有していること。

ア スポーツの普及、推進に寄与し、公益性のある目的、活動であること。

イ 私的な利益、政治的又は宗教的な目的や活動でないこと。

ウ 本会の方針に反しないこと。

(2) 当該スポーツの府下を統轄する唯一の団体であること。

(3) 府内の支部組織（市町村組織等）が相当数に達し地域的な偏りがないこと又は当該スポーツの特性により相当数の登録者があること。

(4) 規約又は会則等が整備され、組織が堅実であること。

(5) 予算が確立し、決算が妥当であること。

(6) 役員構成に団体としての信頼性及び客観性があること。

(7) 原則として、数年間にわたる事業実績があり、社会的に評価されていること。

(8) その他審査上必要と認められる事項

2 前項の規定により理事会及び評議員会で承認されたときは、当該団体に対し加盟承認の通知及び入会金として20万円の納入通知をするとともに、役員名簿並びに本会の評議員、競技力向上委員会の委員及び普及委員会の委員の各候補者を選出した名簿を提出させるものとする。なお、加盟は原則として理事会及び評議員会で承認された日の属する年度の翌年度からとする。

3 第1項の規定により理事会及び評議員会で承認されなかったときは、当該団体に対しその旨通知するものとする。

（脱退）

第16条 加盟団体が本会を脱退しようとするときは、理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

第6章 監督

（検査）

第17条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し定期的に又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

（指導）

第18条 前条の規定により加盟団体の組織運営等に改善を求めることが必要であると認められるときは、本会は加盟団体に対し必要な指導を行うことができる。

（調査）

第19条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認める場合は、当該加盟団体に対しその組織運営等の状況に関し報告を求め又は本会の職員等に当該加盟団体の事務所を訪問しその組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他

の資料を閲覧、謄写させ若しくは加盟団体役職員等の関係者に質問させることができる。
(協力義務)

第 20 条 加盟団体は、第 17 条から前条までの規定による本会の監督行為に対して協力しなければならない。

(処分)

第 21 条 加盟団体が第 4 条又は第 5 条に規定する組織を有しないこととなったとき、第 7 条、第 9 条から第 13 条まで及び前条に規定する義務を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき又は第 15 条各号に掲げる事項に該当しなくなったとき等本会の加盟団体として不適當と認められる場合は、次の各号に掲げる処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。

3 第 1 項の処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取扱いは、当該事業を所管する専門委員会において協議の上、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体がその費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第 22 条 前条第 1 項の規定により本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める手続きにより解決するように努めるものとする。

第 7 章 その他

(脱退又は退会に伴う負担金等の取扱い)

第 23 条 加盟団体が第 16 条により脱退し又は第 21 条第 1 項第 4 号の規定により退会した場合において、既に納付した負担金、入会金及び賛助会費（以下「負担金等」という。）は、理由のいかんを問わず返還しない。また、脱退又は退会前に支払の義務が生じた負担金等は、直ちに納付しなければならない。

(規程の変更)

第 24 条 この規程は、理事会及び評議員会の承認を経て変更することができる。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 6 日から施行する。

別記1 加盟競技団体（第2条関係）

公益財団法人大阪陸上競技協会、一般財団法人大阪水泳協会、一般社団法人大阪府サッカー協会、大阪府スキー連盟、大阪府テニス協会、一般社団法人大阪ボート協会、大阪ホッケー協会、大阪府ボクシング連盟、大阪府バレーボール協会、大阪体操協会、一般財団法人大阪府バスケットボール協会、大阪府スケート連盟、大阪府レスリング協会、大阪府ヨットセーリング連盟、一般社団法人大阪府ラグビーフットボール協会、大阪ウエイトリフティング協会、大阪ハンドボール協会、大阪府自転車競技連盟、大阪府ソフトテニス連盟、特定非営利活動法人大阪卓球協会、一般社団法人大阪府山岳連盟、大阪府軟式野球連盟、大阪府相撲連盟、大阪府馬術連盟、大阪府柔道連盟、大阪府ソフトボール協会、大阪府フェンシング協会、大阪府バドミントン協会、大阪府弓道連盟、大阪府クレール射撃協会、大阪府ライフル射撃協会、公益社団法人大阪府剣道連盟、大阪府銃剣道連盟、大阪なぎなた連盟、大阪府カヌー協会、大阪府近代五種バイアスロン競技協会、大阪府アーチェリー連盟、大阪府空手道連盟、大阪府アイスホッケー連盟、大阪府少林寺拳法連盟、大阪府ボウリング連盟、大阪府日本拳法連盟、大阪府ローラースケート連盟、特定非営利活動法人大阪府武術太極拳連盟、大阪府ゲートボール連盟、大阪ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟、大阪府ゴルフ協会、大阪府パワーリフティング協会、一般社団法人大阪府トライアスロン協会、大阪府バウンドテニス協会、大阪バトン協会、大阪府スポーツチャンバラ協会、大阪府エアロビック連盟、大阪府ダンススポーツ連盟、大阪府グラウンド・ゴルフ協会、大阪府ドラゴンボート協会、大阪府チアリーディング協会、特定非営利活動法人大阪セパタクロール協会、大阪府スポーツウエルネス吹矢協会、大阪府ペタンク・ブール連盟、大阪ボディビル・フィットネス連盟、一般社団法人大阪府フライングディスク協会

別記2 加盟組織団体（第2条関係）

大阪府体育連合、大阪市体育厚生協会、大阪高等学校体育連盟、大阪中学校体育連盟、大阪実業団体育協会、大阪市スポーツ協会